

## (介護予防) 通所リハビリテーションサービス重要事項説明書

あなたに対する(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)第119条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 楽々堂
主たる事務所の所在地	山梨県富士吉田市上吉田三丁目3番30号
代表者名	理事長 小俣 昌大
電話番号	055-244-1171

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	甲府楽天堂通所リハ
介護保険事業者番号	1910115821
所在地	山梨県甲府市朝気1-1-29
電話番号	055-233-1151
管理者の氏名	渡邊 吉康

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とそのご家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
運営の方針	要介護者等の心身の特性をふまえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行います。

### 4. ご利用事業所の職員体制

職種	員数	勤務の体制
医師	4人以上	非常勤4名以上
理学療法士	8人以上	非常勤8名以上
介護職員	10人以上	非常勤10名以上

### 5. 営業時間

営業日	月曜日～日曜日(ただし、年末年始を除く。)
営業時間	9:00～17:00

## 6. 提供するサービス内容

- 一 病状や全身状態の確認
- 二 関節可動域訓練・筋力増強訓練
- 三 基本動作訓練
- 四 歩行訓練・階段昇降訓練
- 五 日常生活動作訓練
- 六 福祉用具や住宅改修の助言
- 七 個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、看護職員、理学療法士等が話し合い、リハビリテーション実施計画を作成します。このリハビリテーション実施計画書は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

## 7. 利用料

### ① 通所リハビリテーションサービス（1時間～2時間の利用、1回につき）

介護度	単位	料金（1割負担）	料金（2割負担）	料金（3割負担）
要介護1	369単位	375円	750円	1125円
要介護2	398単位	404円	809円	1214円
要介護3	429単位	436円	872円	1308円
要介護4	458単位	465円	931円	1397円
要介護5	491単位	499円	999円	1498円

項目	単位	料金（1割負担）	料金（2割負担）	料金（3割負担）
通所リハマネ加算(イ) 1回/月 開始月から6ヶ月以内	560単位	569円	1139円	1708円
通所リハマネ加算(イ) 1回/月 開始月から6ヶ月以降	240単位	244円	488円	732円
送迎減算	-94単位	-95円	-191円	-286円

### ② 介護予防通所リハビリテーションサービス（1月につき）

介護度	単位	料金（1割負担）	料金（2割負担）	料金（3割負担）
要支援1	2268単位	2307円	4614円	6921円
要支援2	4228単位	4358円	8717円	13075円

要支援減算	単位	料金（1割負担）	料金（2割負担）	料金（3割負担）
要支援1 12ヵ月超	-120単位	約 -122円	約 -244円	約 -366円
要支援2 12ヵ月超	-240単位	約 -244円	約 -488円	約 -732円

※小数点以下は切り捨て

## 8. 苦情申立窓口

管理者は、提供した事業所に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

ご利用者ご相談窓口	連絡先	0 5 5 - 2 3 3 - 1 1 5 1
甲府市介護保険課	連絡先	0 5 5 - 2 3 7 - 5 4 7 3
山梨県国民健康保険 団体連合会	連絡先	0 5 5 - 2 2 3 - 2 1 1 1

## 9. 事故発生時の対応

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設医療機関への受診等の必要な処置を講じ、保証人等のご家族、ケアマネへ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。

## 10. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 12. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

## 13. 損害賠償に関する事項

(1) 事業者は、従業者が業務の遂行にあたり故意又は過失により利用者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。ただし、地震・台風・火災等の天災その他不可抗力による損害については、責任を負わない。

(2) 事業者は、前項の損害責任に対応するため、損害賠償責任保険に加入している。

(3) 利用者又はその家族が故意又は重大な過失により事業者又は第三者に損害を与えた場合には、当該利用者又はその家族がその損害を賠償するものとする。

(4) 利用者は、現金、貴金属その他貴重品、義歯、補聴器、眼鏡、杖等の携帯品については、利用者の責任において管理するものとする。ただし、事業者の故意又は過失による破損・紛失についてはこの限りではない。

(5) 損害が発生した場合は、事業者、利用者及びその家族は誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、

甲1

甲2

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 医療法人 樂々堂 樂天堂内科整形外科

山梨県甲府市朝気 1-1-29

名 称 甲府樂天堂通所リハ 印

説明者 所属

氏名 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 印